

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のBクリニックに雇用され、事務職として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、同クリニックの駐車場において、倒れていた案内看板を直そうと持ち上げたところ、看板が台から外れて倒れ、請求人の左足に当たり、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、翌〇日、C病院に受診し、同年〇月〇日にはD病院に転医し、「左足CRPS」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）とされた。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、請求人の障害は、左下肢CRPS（I型）及びそれに付随する腰背部の疼痛に起因するものであり、その程度は障害等級第12級を超える旨主張している。

(2) 請求人は、CRPS I型（Complex Regional Pain Syndrome type I；複合性局所疼痛症候群I型）と診断（乙2）されているところ、引用する認定基準によれば、同傷病による障害の有無及び程度は、反射性交感神経性ジストロフィー（Reflex Sympathetic Dystrophy；RSD）の慢性期の主要な3症候の全てが認められるか否かによって判断すべきものとされている。当審査会としても、同認定基準を妥当と思料することから、以下、これに基づき検討する。

ア 請求人の関節拘縮についてみると、E医師及びF医師共に、意見書及び労災保険回答書において、それぞれ「明瞭ではない」、「拘縮には至っていないと考える。」と述べているところ、平成〇年〇月〇日付け上下肢等関節角度測定表によれば、請求人の左下肢関節はすべて明らかな可動性を有していることが確認できる。したがって、当審査会としては、左下肢の関節拘縮には該当しないと判断する。

イ 請求人の骨の萎縮についてみると、E医師は、左下腿骨の萎縮を認めると所見しているところ、G医師は、左下肢骨の萎縮を否定していることが認められる。

当審査会において、改めて上記各医師の所見を精査したが、E医師の所見は単純X線検査による定性的評価に基づくものであるところ、G医師の所見は、請求人の左右の下腿骨の骨密度等を定量的に測定した結果に基づくものであり、当審査会としても、客観的評価に基づくG医師の所見は妥当であると思料する。この点、F医師、H医師及びI医師の各医師もG医師と同旨の所見を述べている。そうすると、当審査会としても、請求人の左下肢骨に骨の萎縮は認められないものと判断する。

ウ 以上みたように、請求人の左下肢には、RSDの主要な3症候のうち関節拘縮及び骨の萎縮を認めないことから、請求人の受傷部位の疼痛及び疼痛以外の感覚障害の原因が認定基準に定めるRSDの要件を満たしているとは認められない。

(3) したがって、当審査会としても、請求人に残存する障害は受傷部位の神経症状であると認められるところ、その障害の程度は、決定書理由に説示のとおり、障害等級第12級の12「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」に該当すると判断する。

(4) なお、請求人らは、J医師作成の労災保険回答を根拠に、請求人の腰背部の疼痛は左下肢CRPSにより同部位に過度の負担がかかることによって生じたものであるから、請求人の左下肢疼痛と腰背部の疼痛との間には相当因果関係が認められる旨主張するが、一件記録を精査するも、同医師の見解は客観的根拠を欠き、推量にすぎないものと言わざるを得ず、同主張は採用することができない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。